

議案第 71 号

平成20年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第3号）

平成20年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ371,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,633,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成21年2月18日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 分担金及び負担金		5,019千円	1,484千円	6,503千円
	5 負担金	5,019	1,484	6,503
10 使用料及び手数料		2,517,229	△75,000	2,442,229
	5 使用料	2,516,434	△75,000	2,441,434
15 国庫支出金		857,680	15,030	872,710
	5 国庫補助金	857,680	15,030	872,710
20 県支出金		42,638	△ 1,931	40,707
	5 県補助金	42,638	△ 1,931	40,707
25 繰入金		3,174,500	△15,600	3,158,900
	5 他会計繰入金	3,174,500	△15,600	3,158,900
30 繰越金		128,600	26,297	154,897
	5 繰越金	128,600	26,297	154,897
35 諸収入		108,034	△30,680	77,354
	10 貸付金元金収入	78,180	△18,180	60,000
	15 雑入	29,814	△12,500	17,314
40 市債		4,171,100	△ 291,200	3,879,900
	5 市債	4,171,100	△ 291,200	3,879,900
歳 入	合 計	11,004,800	△ 371,600	10,633,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		2,128,998 円	△99,089 円	2,029,909 円
	5 下水道総務費	2,128,998	△99,089	2,029,909
10 事業費		2,327,772	△ 174,811	2,152,961
	5 下水道整備費	2,327,772	△ 174,811	2,152,961
15 公債費		6,543,030	△97,700	6,445,330
	5 公債費	6,543,030	△97,700	6,445,330
歳 出 合 計		11,004,800	△ 371,600	10,633,200

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 事業費	5 下水道整備費	七里ガ浜下水道 終末処理場改築事業	千円 547,860

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 4,171,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金又は地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。	千円 3,879,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金又は地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。